

主な施設基準の届出状況等

- 診療報酬を算定するに当たり、施設基準の届出等が必要となる主なものについて、各年7月1日現在における届出状況を取りまとめたものである。
 - 平成20年度に新設された項目については、**新**を付している。
 - 届出状況については、地方厚生(支)局において閲覧に供することとしている。
- 病床を有する保険医療機関数の推移

		平成18年	平成19年	平成20年
病院	施設数	9,161	8,986	8,855
	病床数	1,575,178	1,563,065	1,559,914
有床診療所	施設数	12,508	11,907	11,594
	病床数	152,147	149,501	144,710

1 初診料関係

	施設基準の概要	届出医療機関数 (上段:病院数/下段:診療所数)		
		平成18年	平成19年	平成20年
新 夜間・早朝等加算	・1週間当たりの表示診療時間の合計が30時間以上の診療所等	-	-	(診療所数) 36,881
電子化加算	(許可病床数が400床未満の保険医療機関のうち)	5,026	6,135	6,402
	・診療報酬請求に係る電算処理システムの導入	53,386	69,749	85,241
	・個別の費用ごとに区分して記載した領収証の交付			
	・その他選択的に具備すべき要件のいずれかに該当			
	選択的要件別内訳 (複数選択あり 病院・診療所計)			
	光ディスク等による請求	5,789	7,250	11,656
	試行的オンラインシステムを活用した請求	446	581	1,511
	求めがあった時に詳細な明細書を交付し、その旨を院内の分かりやすい場所等に表示	46,500	62,164	77,821
	バーコード、電子タグ等による医療安全対策	550	710	927
	インターネットを活用した予約システム	1,647	2,032	3,054
診療情報の電子的提供	4,678	5,837	7,984	
検査、投薬等に係るオーダーリングシステム	3,306	4,651	5,507	
電子カルテによる診療録管理	11,124	14,512	19,812	
医用画像管理システム	8,272	10,967	19,480	
遠隔医療支援システム	76	99	126	

2 入院料等関係

(1) 入院基本料

	施設基準の概要	届出医療機関数 (上段:医療機関数/中段:病棟数/下段:病床数)			
		平成18年	平成19年	平成20年	
一般病棟入院基本料	・一般病棟における看護実質配置・看護師比率、平均在院日数に応じて7対1から15対1に区分	5,629	5,534	5,437	
		17,102	16,038	15,207	
		731,566	715,413	700,358	
療養病棟入院基本料	・療養病棟における医療区分等に応じて区分	3,741	3,708	3,650	
		5,881	5,749	4,992	
		220,071	209,968	211,592	
結核病棟入院基本料	・結核病棟における看護実質配置・看護師比率、平均在院日数に応じて7対1から20対1に区分	236	236	225	
		275	265	240	
		9,696	9,220	8,177	
精神病棟入院基本料	・精神病棟における看護実質配置・看護師比率、平均在院日数に応じて10対1から20対1に区分	1,385	1,381	1,335	
		3,854	3,600	3,362	
		207,385	197,812	188,796	
特定機能病院入院基本料	・特定機能病院の一般病棟における看護実質配置・看護師比率、平均在院日数に応じて7対1から10対1に区分	一般病棟	81	81	82
			1,443	1,440	1,472
			64,596	63,799	64,523
	・特定機能病院の結核病棟における看護実質配置・看護師比率、平均在院日数に応じて7対1から15対1に区分	結核病棟	13	14	14
			12	14	14
			238	238	238
	・特定機能病院の精神病棟における看護実質配置・看護師比率、平均在院日数に応じて7対1から15対1に区分	精神病棟	72	72	73
			75	76	78
			3,422	3,345	3,385
専門病院入院基本料	・専門病院の一般病棟における看護実質配置・看護師比率、平均在院日数に応じて7対1から13対1に区分	16	20	20	
		129	133	138	
		5,652	5,890	6,151	
障害者施設等入院基本料	・児童福祉法に規定する肢体不自由児施設及び重症心身障害児施設等の一般病棟 ・重度の肢体不自由児(者)等を概ね7割以上入院させている一般病棟 ・上記について、看護実質配置・看護師比率に応じて10対1から15対1に区分	590	778	816	
		1,187	1,403	1,497	
		44,693	60,521	62,116	
有床診療所入院基本料	・看護配置に応じて1及び2に区分	8,703	8,485	8,022	
		-	-	-	
		107,310	106,494	102,064	
有床診療所療養病床入院基本料	・看護配置及び看護補助配置基準を満たしたものの	1,670	1,283	1,247	
		-	-	-	
		13,103	10,594	10,443	

(2) 入院基本料等加算

	施設基準の概要	届出医療機関数 (上段:医療機関数/下段:病床数)			
		平成18年	平成19年	平成20年	
入院時医学管理加算	・特定機能病院及び専門病院入院基本料を算定する病棟を有する病院以外の病院 ・急性期医療を行うにつき十分な体制が整備されている ・病院勤務医の負担の軽減に資する体制が整備されている 等	192 -	206 -	改 88 -	
臨床研修病院入院診療加算	・単独型又は管理型臨床研修病院、協力型臨床研修病院 ・診療録管理体制加算の届出を行っている 等	1,203 -	1,259 -	1,365 -	
新 超急性期脳卒中加算	・脳卒中の診療につき十分な経験を有する専任の常勤医師の配置 ・薬剤師が常時配置されている 等	- -	- -	651 -	
新 妊産婦緊急搬送入院加算	・緊急の分娩にも対応できる十分な整備 等	- -	- -	1,273 -	
診療録管理体制加算	・1名以上の診療記録管理者の配置 ・診療記録管理を行うに必要な体制、適切な施設及び設備の整備 等	2,457 703,720	2,718 746,799	2,913 783,669	
新 医師事務作業補助体制加算	・急性期医療を担う病院 ・医師の事務作業を補助することに十分な体制が整備 等	- -	- -	730 179,177	
特殊疾患入院施設管理加算	・重度の肢体不自由児(者)等を概ね7割以上入院させている一般病棟又は精神病棟 ・看護要員の実質配置が10対1以上 等	883 56,051	856 55,646	872 65,907	
新生児入院医療管理加算	・新生児入院医療管理が必要な新生児を概ね7割以上入院させている一般病棟の病室 ・小児科医師の常時配置 ・常時、入院患者数と助産師又は看護師数の比が6対1以上 等	72 742	70 722	78 825	
療養環境加算	・1床あたりの平均床面積が8平方メートル以上ある病室 等	1,775 209,430	1,958 226,662	2,848 245,054	
重症者等療養環境特別加算	・常時監視を要し、重症者等の看護を行うにつき十分な看護師等の配置 ・個室又は2人部屋の病床であって、重症者等を入院させるのに適したもの 等	2,375 -	2,428 -	2,469 -	
療養病棟療養環境加算	・長期にわたる療養を行うにつき十分な構造設備、必要な器械・器具が具備されている 機能訓練室、適切な施設 ・医療法施行規則に定める医師・看護師等の員数以上の配置 等 ・床面積、廊下幅等に応じて1～4に区分	1	1,387 85,156	1,547 98,710	1,611 101,269
		2	906 33,050	707 33,315	655 26,803
		3	946 31,436	930 40,539	903 34,005
		4	171 7,487	160 7,387	153 6,919

	施設基準の概要	届出医療機関数 (上段:医療機関数/下段:病床数)			
		平成18年	平成19年	平成20年	
診療所療養病床療養環境加算	<ul style="list-style-type: none"> ・長期にわたる療養を行うにつき十分な構造設備、機能訓練室 ・医療法施行規則に定める医師及び看護師等の員数以上の配置 ・上記について、1床あたりの床面積・廊下幅、食堂・談話室の有無等に応じて1及び2に区分等 	1	720 4,590	662 4,788	603 4,708
		2	1,135 7,546	948 6,444	820 5,732
緩和ケア診療加算	<ul style="list-style-type: none"> ・緩和ケアに係る専従のチーム(医師2名、看護師及び薬剤師)の設置 ・(財)日本医療機能評価機構等が行う医療機能評価を受けている等 		66 -	87 -	87 -
精神科応急入院施設管理加算	<ul style="list-style-type: none"> ・「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律」により都道府県知事が指定する精神病院 ・医療保護入院のための必要な専用病床の確保等 		209 -	232 -	246 -
精神病棟入院時医学管理加算	<ul style="list-style-type: none"> ・医療法施行規則に定める医師の員数(療養病棟に係るものに限る)以上の配置 ・当該地域の精神科救急医療体制確保のため整備された精神科救急医療施設等 		283 -	309 -	293 -
新精神科地域移行実施加算	<ul style="list-style-type: none"> ・地域移行を推進する部門を設置、組織的に実施する体制が整備 ・当該部門に専従の精神保健福祉士が配置等 		- -	- -	243 -
新精神科身体合併症管理加算	<ul style="list-style-type: none"> ・当該病棟に専任の内科又は外科の医師が配置 ・精神科以外の診療科の医療体制との連携が取られている病棟等 		- -	- -	874 -
児童・思春期精神科入院医療管理加算	<ul style="list-style-type: none"> ・20歳未満の精神疾患を有する患者を概ね8割以上入院させる病棟又は治療室 ・当該病棟又は治療室に常勤医師が2名以上配置(うち1名以上は精神保健指定医) ・看護師の実質配置が10対1以上等 		9 520	13 631	15 671
がん診療連携拠点病院加算	<ul style="list-style-type: none"> ・がん診療連携拠点病院の指定を受けている等 		134 -	301 -	358 -
栄養管理実施加算	<ul style="list-style-type: none"> ・常勤の管理栄養士が1名以上配置されている ・患者の入院時に患者ごとの栄養状態の評価を行い、医師、管理栄養士等医療従事者が共同して、入院患者ごとの栄養状態、摂食機能等を考慮した栄養管理計画を作成等 		7,995 -	8,337 -	8,449 -
医療安全対策加算	<ul style="list-style-type: none"> ・医療安全対策に係る研修を受けた専従の薬剤師、看護師等を医療安全管理者として配置 ・医療安全管理部門を設置し、組織的に医療安全対策を実施する体制を整備 ・当該保険医療機関内に患者相談窓口を設置等 		1,080 423,249	1,409 505,528	1,522 529,515
褥瘡患者管理加算	<ul style="list-style-type: none"> ・適切な褥瘡対策の診療計画の作成、実施及び評価の体制がとられている ・褥瘡対策を行う適切な設備を有する等 		7,564 1,246,145	7,602 1,244,381	7,739 1,235,131
褥瘡ハイリスク患者ケア加算	<ul style="list-style-type: none"> ・褥瘡ケアに係る専門の研修を受けた専従の看護師等を褥瘡管理者として配置 ・褥瘡の早期発見及び重症化予防のための総合的な褥瘡管理対策を行う体制の整備等 		186 -	280 -	344 -
新ハイリスク妊娠管理加算	<ul style="list-style-type: none"> ・専ら産婦人科又は産科に従事する医師が1名以上配置等 		- -	- -	1,722 -

	施設基準の概要	届出医療機関数 (上段:医療機関数/下段:病床数)		
		平成18年	平成19年	平成20年
ハイリスク分娩管理加算	<ul style="list-style-type: none"> 専ら産婦人科又は産科に従事する常勤医師が3名以上配置 常勤の助産師が3名以上配置 1年間の分娩実施件数が120件以上で、実施件数等を当該保険医療機関に掲示 等 	702 281,194	708 267,079	623 240,549
⑨退院調整加算	<ul style="list-style-type: none"> 病院にあつては退院調整に関する部門を設置、当該部門に十分な経験を有する専従の看護師又は社会福祉士が1名以上配置 診療所にあつては退院調整を担当する専任の者が配置 等 	- -	- -	2,613 -
⑩後期高齢者総合評価加算	<ul style="list-style-type: none"> 後期高齢者の総合的な機能評価を適切に実施 後期高齢者の総合的な機能評価に係る研修を受けた医師又は歯科医師が1名以上配置 等 	- -	- -	1,041 -
⑪後期高齢者退院調整加算	<ul style="list-style-type: none"> 後期高齢者の総合的な機能評価を適切に実施 病院にあつては退院調整に関する部門を設置、当該部門に十分な経験を有する専従の看護師又は社会福祉士が1名以上配置 診療所にあつては退院調整を担当する専任の者が配置 等 	- -	- -	2,621 -

(3) 特定入院料

	施設基準の概要	届出医療機関数 (上段:医療機関数/下段:病床数)		
		平成18年	平成19年	平成20年
救命救急入院料	<ul style="list-style-type: none"> 救命救急センターを有する病院 重篤な救急患者に対する医療を行うにつき必要な医師及び看護師の常時配置 重篤な救急患者に対する医療を行うにつき十分な専用施設 等 特定集中治療室管理料の施設基準を満たしているかに応じて1及び2に区分 	188 4,772	197 5,602	202 6,453
特定集中治療室管理料	<ul style="list-style-type: none"> 集中治療を行うにつき必要な医師等の常時配置 常時、入院患者数と看護師数の比が2対1以上 集中治療を行うにつき十分な専用施設 等 	554 3,750	569 3,966	592 4,307
ハイケアユニット入院医療管理料	<ul style="list-style-type: none"> 常時、入院患者数と看護師数の比が4対1以上 特定集中治療室に準じる設備 重症度等を満たしている患者8割以上 等 	52 670	59 685	68 776
脳卒中ケアユニット入院医療管理料	<ul style="list-style-type: none"> 病院の治療室を単位とし、治療室の病床数は30床以下 脳卒中ケアユニット入院医療管理を行うにつき必要な医師の常時配置 常時、入院患者数と看護師数の比が3対1以上 	28 186	49 289	58 355
新生児特定集中治療室管理料	<ul style="list-style-type: none"> 集中治療を行うにつき必要な医師等の常時配置 常時、入院患者数と助産師又は看護師の数の比が3対1以上 集中治療を行うにつき十分な専用施設 等 	199 1,302	199 1,280	198 1,329

	施設基準の概要	届出医療機関数 (上段:医療機関数/下段:病床数)				
		平成18年	平成19年	平成20年		
総合周産期特定集中治療室管理料 母体・胎児集中治療室管理料 新生児集中治療室管理料	<ul style="list-style-type: none"> 集中治療を行うにつき必要な医師等の常時配置 常時、入院患者数と助産師又は看護師の数の比が3対1以上 集中治療を行うにつき十分な専用施設 等 	66	72	75		
		(病床数) 501	(病床数) 486	(病床数) 600		
		(病床数) 732	(病床数) 831	(病床数) 781		
広範囲熱傷特定集中治療室管理料	<ul style="list-style-type: none"> 集中治療を行うにつき必要な医師等の常時配置 常時、入院患者数と看護師数の比が2対1以上 集中治療を行うにつき十分な専用施設 等 	24	24	25		
		51	51	52		
一類感染症患者入院医療管理料	<ul style="list-style-type: none"> 常時、入院患者数と看護師数の比が2対1以上 等 	15	16	19		
		83	35	79		
特殊疾患入院医療管理料	<ul style="list-style-type: none"> 脊髄損傷等の重度障害者等を概ね8割以上入院させている病室 看護要員の実質配置が10対1以上 病棟における5割以上が看護職員(うち2割以上以上が看護師) 等 	62	52	39		
		1,154	817	606		
小児入院医療管理料	<ul style="list-style-type: none"> 特定機能病院以外の病院で小児科を標榜している病院 医療法施行規則に定める医師の員数以上の配置 等 常勤医師数、平均在院日数及び看護配置等に応じて1~4に区分 			1	35	
					2,704	
		1	165	190	187	
		8,301	9,166	7,986		
		2	290	300	329	
		8,277	9,029	8,868		
3	105	110	105			
	-	-	-			
回復期リハビリテーション病棟入院料	<ul style="list-style-type: none"> 病棟における回復期リハビリテーションの必要性の高い患者が8割以上入院 看護職員の実質配置(4割以上が看護師)が15対1以上 看護補助者の実質配置が30対1以上 等 新規入院患者のうち重症の患者の割合等に応じて1及び2に区分 				195	
		1	一般病棟			(病棟数) 115
			療養病棟			(病棟数) 140
						(病床数) 5,047
						(病床数) 6,555
			670	794	716	
2	一般病棟	(病棟数) 326	(病棟数) 366	(病棟数) 311		
	療養病棟	(病棟数) 470	(病棟数) 598	(病棟数) 561		
	(病床数) 14,326	(病床数) 16,137	(病床数) 13,770			
	(病床数) 21,731	(病床数) 27,388	(病床数) 25,296			

	施設基準の概要	届出医療機関数 (上段:医療機関数/下段:病床数)			
		平成18年	平成19年	平成20年	
亜急性期入院医療管理料	<ul style="list-style-type: none"> ・看護職員の実質配置が13対1以上 ・いずれかの疾患別リハビリテーション料を届出している ・退院患者のうち、転院した者等を除く割合が6割以上 等 ・一般病床のうち、当該病室の病床数の割合等に応じて1及び2に区分 	1	848 10,102	981 11,474	1,017 11,951
		2			45 900
特殊疾患病棟入院料	<ul style="list-style-type: none"> ・看護要員の実質配置(5割以上が看護職員)が10対1以上 ・看護職員の2割以上が看護師 等 ・該当患者の症状等に応じて1及び2に区分 	1	114 6,386	92 5,117	84 4,251
		2	190 12,490	144 8,982	109 7,739
緩和ケア病棟入院料	<ul style="list-style-type: none"> ・末期の悪性腫瘍患者又は後天性免疫不全症候群の罹患患者が入院 ・看護師の実質配置が7対1以上 等 		164 3,135	181 3,498	193 3,780
精神科救急入院料	<ul style="list-style-type: none"> ・急性期の精神疾患患者を入院させる精神病棟 ・医療法施行規則に定める医師、看護師及び准看護師の員数以上の配置 ・入院患者数と常勤医師数の比が16対1以上 ・当該病棟に1名以上且つ当該医療機関に5名以上の精神保健指定医の配置 ・看護師の実質配置が10対1以上 等 ・精神科救急医療施設 等 		22 1,481	32 2,023	42 2,615
精神科急性期治療病棟入院料	<ul style="list-style-type: none"> ・急性期の精神疾患患者を入院させる精神病棟 ・精神科救急医療施設 ・医療法施行規則に定める医師、看護師及び准看護師の員数以上の配置 ・当該病棟に1名以上かつ当該医療機関に2名以上の精神保健指定医の配置 等 ・看護配置等に応じて、1及び2に区分 	1	163 7,517	198 9,997	219 10,967
		2	10 516	14 709	20 1,016
新精神科救急・合併症入院料	<ul style="list-style-type: none"> ・救命救急センターを有する病院 ・当該医療機関に精神科医5名以上且つ当該病棟に精神保健指定医3名以上の配置 ・看護師の実質配置が10対1以上 等 		- -	- -	0 0
精神療養病棟入院料	<ul style="list-style-type: none"> ・長期の精神疾患患者を入院させる精神病棟 ・医療法施行規則に定める医師、看護師及び准看護師の員数以上の配置 等 ・精神保健指定医・看護配置等に応じて、1及び2に区分 		794 72,413	799 94,021	819 90,382
認知症病棟入院料	<ul style="list-style-type: none"> ・当該病棟において、看護職員の最小必要数の割合が2割以上 等 ・看護配置等に応じて、1及び2に区分 ※平成20年度より取りまとめを実施 	1	- -	- -	373 -
		2	- -	- -	62 -

	施設基準の概要	届出医療機関数 (上段:医療機関数/下段:病床数)		
		平成18年	平成19年	平成20年
診療所後期高齢者医療 管理料	・看護師の実質配置が15対1以上 ・看護職員又は看護補助者を1名以上配置し、夜間における緊急時の体制を整備 ※平成20年度より取りまとめを実施	-	-	335
		-	-	1,454

3 短期滞在手術基本料

	施設基準の概要		届出医療機関数 (上段:医療機関数/下段:診療所数)		
			平成18年	平成19年	平成20年
短期滞在手術基本料	・麻酔の形態、回復室の有無、看護配置等に応じて、1及び2に区分	1	89	90	93
			98	105	111
		2	110	114	123
			34	37	38

4 医学管理等

	施設基準の概要	届出医療機関数 (上段:病院数/下段:診療所数)			
		平成18年	平成19年	平成20年	
ウイルス疾患指導料	・専任の医師、専従の看護師、専任の薬剤師の配置 ・当該療法を行うにつき十分な体制及び構造設備 等	46	54	54	
		0	1	2	
高度難聴指導管理料	・人工内耳埋込術の施設基準を満たすか、十分な経験を有する常勤医師配置 等	702	697	690	
喘息治療管理料	・専任の看護師又は准看護師の常時1人以上配置 ・喘息治療管理を行うにつき必要な器械・器具の具備、緊急時の入院体制の確保 等	237	245	274	
		173	194	253	
新糖尿病合併症管理料	・糖尿病足病変の指導を担当する専任の常勤医師配置 ・糖尿病足病変の指導を担当する専任の常勤看護師配置 等	-	-	386	
		-	-	121	
小児科外来診療料	・小児科を標榜する医療機関	1,324	1,285	1,272	
		15,344	15,393	15,690	
地域連携小児夜間・休日 診療料	・当該保険医療機関を主たる勤務先とする小児科担当医師と別の保険医療機関を主たる 勤務先とする小児科担当医師との連携体制 等 ・医師の配置、24時間診療体制の有無に応じて1及び2に区分	1	87	86	95
			219	231	252
		2	50	62	64
			3	3	3

	施設基準の概要	届出医療機関数 (上段:病院数/下段:診療所数)			
		平成18年	平成19年	平成20年	
		ニコチン依存症管理料	・禁煙治療の経験を有する医師、専任の看護職員の配置 ・医療機関の敷地内禁煙 等	554 2,362	934 3,928
開放型病院共同指導料 (I)	・当該病院の存する地域の全ての医師、歯科医師の利用の為に開放され、専用の病床を有する病院 等	729 -	761 -	796 -	
地域連携診療計画管理料	・対象疾患は大腿骨頭部骨折及び脳卒中 ・一般病棟の入院患者の平均在院日数が17日以内 等	78 -	209 -	改 405 -	
地域連携診療計画退院時指導料	・地域連携診療計画管理料を算定する病院の紹介を受けて、当該地域連携診療計画の対象となる患者を受け入れることができる体制が整備されている 等	164 58	604 144	改 1,274 205	
ハイリスク妊産婦共同管理料	・産科又は産婦人科を標榜する保険医療機関である ・年間分娩件数、ハイリスク分娩管理を共同で行う保険医療機関の名称等を当該保険医療機関の見やすい場所に掲示している 等	(I)	122 340	191 498	236 646
		(II)	157 -	184 -	- -
			- -	- -	- -
新医療機器安全管理料	・生命維持装置等の医療機器管理等を行う常勤臨床工学技士が1名以上配置 ・放射線治療を専ら担当する常勤医師が1名以上配置 等 ・臨床工学技士、医師配置等に応じて、1及び2に区分	1	- -	- -	2,103 186
		2	- -	- -	389 7
薬剤管理指導料	・薬剤師の配置 ・医薬品情報の収集及び伝達を行うための専用施設 等	5,531 -	5,563 -	5,603 8	
新後期高齢者診療料	・診療所又は当該病院を中心とした半径4km以内に診療所が存在しない病院 ・後期高齢者の身心の特性を踏まえた当該療養を行うにつき必要な研修を受けた常勤医師が配置	- -	- -	25 9,538	
在宅療養支援診療所	・24時間連絡及び往診可能な体制 ・他の保険医療機関及び訪問看護ステーションと連携及び情報提供可能な体制 等	9,434	10,477	11,450	
新在宅療養支援病院	・当該病院を中心とした半径4km以内に診療所が存在しない ・24時間連絡及び往診可能な体制 ・他の保険医療機関及び訪問看護ステーションと連携及び情報提供可能な体制 等	-	-	7	

5 在宅医療

	施設基準の概要	届出医療機関数 (上段:病院数/下段:診療所数)		
		平成18年	平成19年	平成20年
在宅時医学総合管理料	・診療所又は許可病床数が200床未満の病院 ・在宅医療の調整担当者が1名以上配置されている 等	732 14,409	852 15,856	1,039 17,263
在宅末期医療総合診療料	・在宅療養支援診療所又は在宅療養支援病院に係る施設基準の届出を行っていること ・在宅末期医療を提供するにつき必要な体制の整備、緊急時の入院体制の整備 等	- 8,177	- 8,736	6 9,574
在宅患者訪問薬剤管理指導料	・行う旨を地方厚生(支)局長に届け出た保険薬局	(薬局数) 34,448	(薬局数) 35,667	(薬局数) 37,550

6 検査

	施設基準の概要	届出医療機関数 (上段:病院数/下段:診療所数)		
		平成18年	平成19年	平成20年
血液細胞核酸増幅同定検査	・院内検査を行っている病院、診療所 ・臨床検査を専ら担当する常勤医師の配置 等	466 1	447 1	456 2
検体検査管理加算	・院内検査を行っている病院、診療所 等 ・臨床検査を担当する常勤医師の有無、常勤臨床検査技師の配置の有無等に 応じて、1~3に区分	1 3,428 217	1 3,481 241	1 3,402 240
		2 757 1	2 760 1	2 1,617 30 3 548 1
新 遺伝カウンセリング加算	・遺伝カウンセリングを要する治療に係る十分な経験を有する常勤医師が配置 ・患者又はその家族に対して、カウンセリングの内容が文書交付され、説明がなされている	- -	- -	90 13
心臓カテーテル法による諸検査の血管内視鏡検査加算	・当該検査を行うにつき十分な専用施設 ・当該検査を行うにつき必要な医師及び看護師の配置 等	381 5	387 4	451 2
人工臓腑	・当該検査を行うにつき十分な専用施設 ・当該検査を行うにつき必要な医師及び看護師の配置 等	(医療機関数) 87	(医療機関数) 85	(医療機関数) 51
長期継続頭蓋内脳波検査	・当該検査を行うにつき十分な専用施設 ・当該検査を行うにつき必要な医師及び看護師の配置 等	259 -	264 -	280 -
光トポグラフィ	・当該検査を行うにつき十分な機器、施設 ・一定割合以上、別の保険医療機関からの依頼により検査を実施 等	0 0	0 0	0 0
神経磁気診断	・当該検査を行うにつき十分な機器、施設 ・3年以上の経験を有する常勤医師の配置 等	25 1	25 1	28 1